

第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大騒日風電 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成29年6月20日

項目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現況調査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P103～P117
予測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P118～P131
環境保全のための措置		P132
評価		P133～P136
都民の主な意見	なし	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年6月5日 (2) 担当委員 坂本 慎一 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

関係区長の意見

【港区長】

- 1 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- 2 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯を工夫してください。

項目：騒音・振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動は評価の指標とした基準値以内となるとしているが、最大と予測される計画地北東側の付近には住宅用途の建物が存在していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P137～P144
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P145～P152
環境保全のための措置		P153
評 価		P210～P153
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 6 月 8 日 (2) 担当委員 平手 小太郎 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙のとおり)	

項目：日影

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を下回るとしているが、等時間日影図では、同条例で定める規制値への適合状況が一部示されていないことから、その適合状況についても分かりやすく記載すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) (仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P155～P158
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域・地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P159～P162
環境保全のための措置		P163
評 価		P163
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 6 月 8 日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

第二部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P183～P193
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P194～P197
環境保全のための措置		P198
評 価		P198
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 6 月 8 日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【港区長】

意見なし

【渋谷区長】

意見なし

【目黒区長】

電波障害について、予測に基づき適切な措置が講じられるものと考えますが、計画建物の工事中や完成後に障害が生じた場合は、速やかに調査を実施し、住民からの問い合わせに対しては、誠意を持って対応してください。

第二部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 風環境 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P199～P204
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P205～P229
環境保全のための措置		P230
評 価		P230
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年6月8日 (2) 担当委員 平手 小太郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 風害については、植栽等による防風対策で被害を軽減させるとのことだが、100m台の高層建築物が並ぶ地域（武蔵小杉など）ですら住民は歩行困難を訴えており、物が飛ばされるのは日常茶飯事のこと、まともに歩くことができずに転倒し負傷した例や、樹木がビル風で薙ぎ倒された例も多数報告されている。約 250m～330mの巨大建築物が3棟も乱立するという前代未聞の本計画においては、風環境が悪化する地点が相当数あるとされ、植栽程度の防風対策で被害を解消できるとは信じ難い。周辺住民が日々危険にさらされ、深刻な被害を受けることは必至であり、とりわけ計画地に隣接する麻布台幼稚園及び麻布台小学校の子どもや、高齢者への被害が懸念されるため、適正な評価を求めるとともに、環境に配慮すべく計画自体の撤回又は抜本的な変更を求める。

関係区長の意見

【港区長】

- 1 評価書案224頁の記載のとおり、No. 195～No. 201の地点で、建設後、現況と比較してビル風が強くなることが予測できます。
ビル風については、211、215、230頁で記載しているとおり、十分な対策を行ってください。
- 2 敷地内や周辺の歩道等を通行する者への安全確保から、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- 3 工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。
- 4 防風植栽については、港区ビル風対策要綱を遵守し手続等を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。

【渋谷区長】

意見なし

【目黒区長】

意見なし

第二部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 史跡・文化財 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 6 月 20 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P267～P273
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P274～P275
環境保全のための措置		P276
評 価		P277
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 5 月 18 日 (2) 担当委員 寺島 孝一 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

- 1 A街区には日本郵政グループ飯倉ビルが現存し、同ビル内に麻布郵便局が設置されている。同ビルは1930年（昭和5年）竣工の旧逓信省貯金局の庁舎であり、昭和62年の改修を経て全部保存されている。風格あるアールデコ風の柱が特徴的な同ビルは、地域を代表する歴史的建造物である。文化財の保護については、指定登録文化財であるかを基準とする画一的なものであってはならず、昭和初期に建設された貴重な同ビルを無闇に破壊することなく、保存・活用して後世に引き継ぐことは、現代に生きる者の務めである。この務めを果たすべく、計画自体を撤回するか、若しくは旧東京中央郵便局がJPタワーの一部として保存されたように同ビルも住民に親しまれる現在の姿を留め置くよう、計画を抜本的に変更することを求める。
- 2 歴史を重視するならば、横川省三記念公園や麻布郵便局だけでなく近隣の八幡様にも配慮すべきです。地域の住民を圧殺しない歴史と地形を生かしたより上品な再開発は出来ます。

関係区長の意見

【港区長】

対象地には、文化財保護法が規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、東京都文化財保護条例による東京都指定史跡が存在します。

また、未指定・未登録ながら文化財的価値があると考えられる文化財が散見されることから、文化財に関する事前調査を実施し、文化財保護法等の趣旨に則り適切に対応する必要がありますので、調査の実施等に当たっては、区にご相談ください。

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地等

① 対象地内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・港区遺跡番号 1 8 西久保八幡貝塚
- ・港区遺跡番号 3 2 出羽米沢藩上杉家・豊後臼杵藩稲葉家屋敷跡遺跡
- ・港区遺跡番号 3 3 古墳（名称なし）
- ・港区遺跡番号 7 4 雁木坂上遺跡
- ・港区遺跡番号 1 8 2 虎ノ門・麻布台地区再開発計画用地内遺跡

② 対象地に隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・港区遺跡番号 3 4 出羽米沢藩上杉家屋敷跡遺跡（隣接）
- ・港区遺跡番号 8 3 陸奥八戸藩南部家屋敷跡遺跡（隣接）
- ・港区遺跡番号 1 0 2 陸奥八戸藩南部家屋敷跡第 2 遺跡（隣接）
- ・港区遺跡番号 1 4 6 西久保八幡神社遺跡（隣接）

* 隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「港区埋蔵文化財取扱要綱」上の扱いになります。

(2) 東京都指定史跡

- ・西久保八幡貝塚 港区虎ノ門 5 - 1 0 - 1 4 八幡神社内

(3) 注意を要する未指定・未登録の文化財

- ・財団法人書壇院吉田苞竹記念会館（旧吉田苞竹邸） 港区麻布台 1 - 1 - 1 2
- ・日本郵政公社東京支社・麻布郵便局（旧逓信省貯金局） 港区麻布台 1 - 6 - 1 9

* 以上、『港区歴史的建造物所在調査報告書 港区の歴史的建造物』（平成 1 8 年、港区教育委員会刊）より

【渋谷区長】

意見なし

【目黒区長】

意見なし